

西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年3月27日締結。以下「合意書」という。）」に規定する西尾市が発注する建設工事（修繕を含む）、設計・測量・建設コンサルタント、物件の製造請負又は買入れ、役務の提供等の調達契約（合意書1（1）アに規定する契約。以下「調達契約」という。）から暴力団を排除するために必要な措置等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人等 法人その他団体又は個人をいう。
- (2) 役員等 法人にあって非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。
- (3) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (4) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (5) 暴力団関係者 暴力団ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。
- (6) 有資格業者等 西尾市契約規則（昭和39年規則29号）第5条第1項の規定により入札参加資格審査申請書を提出し、資格審査を受け登録者名簿に記載された法人その他の団体または個人業者並びに西尾市が随意契約の相手方として選定する者をいう。
- (7) 排除措置 合意書1（7）アに規定する排除措置及び合意書5の警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う、競争入札への参加停止措置、又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置をいう。
- (8) 排除措置業者 排除措置を受けている有資格業者等をいう。

(報告等)

第3条 各課長又は各かいの長は、有資格業者等が、排除措置対象法人等に該当すると疑うに足る事実を把握したときは、疑義事実報告書（様式第1号）により、契約検査担当課長に報告するものとする。

2 前項の規定により報告を受けた契約検査担当課長は、合意書3（1）に基づき、愛知県西尾警察署長（以下「警察署長」という。）に対し照会するものとする。

(排除措置)

第4条 市長は、合意書4（1）に基づき警察署長から排除措置の要請があったとき、もし

くは契約の相手方が合意書 5 に基づく警察への被害届の提出を怠ったと認められるときは、当該する有資格業者等に対し、西尾市入札参加者資格等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて、別表左欄に掲げる措置要件に応じ、同表右欄に掲げる期間の排除措置を行うものとする。ただし、当該期間満了後、当該措置要件（同表第 7 号の規定によるものを除く。）について改善していないと認めるときは、改善したと認める日まで当該排除措置を延長することができる。

- 2 市長は、前項の規定により排除措置を行うときは、当該排除措置の期間及び理由を排除措置通知書（様式第 2 号）により、遅滞なく、当該排除措置業者に通知するものとする。また、当該排除措置を延長するときも、同様とする。
- 3 排除措置業者は、当該措置要件について改善したときは、その改善の内容を明示して、排除措置解除申出書（様式第 3 号）により、当該排除措置の解除を市長に申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の申出があったときは、警察署長に対し改善の状況を確認するものとし、改善が認められるときは、当該排除措置を解除するものとする。なお、改善が認められないときは、当該排除措置を継続するものとする。
- 5 市長は前項の規定により、当該排除措置を解除又は継続するときはその旨を、遅滞なく、排除措置解除（継続）通知書（様式第 4 号）により、排除措置業者に通知するものとする。
- 6 市長は、当該排除措置を延長するとき若しくは当該排除措置を延長した後、当該措置要件について改善していると認めるとき又は第 4 項の規定により当該排除措置を解除するときは、審査会の意見を聴くことができる。
- 7 市長は第 1 項の規定により、排除措置を行ったときは、当該排除措置業者の商号又は名称、所在地、排除措置の期間及び理由を公表するものとする。

（一般競争入札における排除）

第 5 条 市長は、一般競争入札を行う場合において、排除措置業者の入札への参加を認めてはならない。

- 2 市長は、落札者が調達契約の締結の日までの間に排除措置業者の措置を受けたときは、その者と当該調達契約を締結しないことができる。
- 3 市長は、前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を排除措置通知書（様式第 2 号）にて、排除措置業者に通知するものとする。

（指名競争入札における排除）

第 6 条 市長は、指名競争入札を行う場合において、排除措置業者を指名してはならない。

- 2 市長は、指名を受けた者が開札日までの間に排除措置を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。
- 3 市長は、落札者が調達契約の締結の日までの間に排除措置を受けたときは、当該排除措置業者と当該調達契約を締結しないことができる。
- 4 市長は、第 2 項の規定により指名を取り消すとき又は前項の規定により調達契約を締結しないときは、その旨を排除措置通知書（様式第 2 号）にて、当該排除措置業者に通知す

るものとする。

(随意契約における排除)

第7条 市長は、排除措置業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ審査会の承認を得た場合はこの限りでない。

(契約の解除)

第8条 契約担当者は、調達契約の相手方が排除措置を受けた場合に当該契約の解除ができるよう措置を講じるものとする。ただし、合意書5の規定による警察への被害届の提出を怠ったと認められたことに基づき行う排除措置についてはこの限りではない。

(不当介入に対する措置)

第9条 市長は、受注者が調達契約の履行に当たって、暴力団員等による不当介入を受けたときは、受注者にその旨を直ちに本市へ報告させるとともに、所轄の警察署に届け出させるものとする。

2 市長は、受注者から前項の規定による報告があった場合は、速やかに所轄の警察署と連絡・協議を行い、受注者を適切に指導するものとする。また、不当介入による被害を受けている場合には、受注者に被害届を速やかに所轄の警察署に提出させるものとする。

3 市長は、前2項の規定の適用に当たっては、機会あるごとに受注者を指導するものとする。

(各課長又は各かいの長への報告)

第10条 契約検査担当課長は、第4条第1項の規定により、排除措置を行ったときは、排除措置報告書(様式第5号)により、遅滞なく各主管課長に対して報告するものとする。

2 契約検査担当課長は、第4条第4項の規定により、排除措置の解除を行うときは、排除措置解除報告書(様式第6号)により、各主管課長に対して通知するものとする。

(関係機関との連携)

第11条 市長は、この要綱の運用に当たっては、警察その他の関係機関との密接な連携のものと行うものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、その他必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

措 置 要 件	期 間
1 法人等の役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月 ただし、当該排除措置期間が経過した後であっても、排除措置理由の事実が改善されたと認められる日まで（以下、措置要件 6 の期間まで同じ。）
2 暴力団員等がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 12 か月
3 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
4 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	当該認定をした日から 6 か月
5 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
6 法人等の役員等又は使用人が、1 から 5 のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。	当該認定をした日から 3 か月
7 法人等が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、市への報告及び警察への被害届の提出を怠ったと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間

第 号
年 月 日

（宛先）契約検査担当課長

部 課長
（か い の 長）

疑義事実報告書

「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」第 3 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

商号又は名称				
所 在 地				
役 職 名	フリ 氏 ガナ 名	生年月日	性別	住 所
排除措置対象 法人等に該当 すると疑うに 足る事実				
備 考				

担 当 課
電 話
内 線

西 第 号
年 月 日

（住 所）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名） 様

西尾市長

排除措置通知書

このたび貴社（殿）を、「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、排除措置の対象としましたので通知します。

なお、排除措置内容等については下記のとおりです。

記

1 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

2 排除措置理由

3 排除措置内容

（1）競争入札等への参加

本市で実施する調達契約の競争入札及び随意契約に原則として参加することができません。

（2）契約の締結及び解除

貴社（殿）との調達契約は原則として締結しません。また、現在締結中の貴社（殿）との調達契約を解除することがあります。

4 その他

上記 2 の排除措置理由となった事実が改善された場合は、措置要綱の様式第 3 号「排除措置解除申出書」により、「西尾市長」に対して、排除措置の解除を申し出ることができます。

担 当
電 話
内 線

様式第 3 号（第4条関係）

年 月 日

（宛先）西尾市長

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

排除措置解除申出書

私は、 年 月 日付け 第 号の排除措置通知書による排除措置を受けましたが、排除措置理由となった事実について、別添のとおり改善しましたので、排除措置の解除をお願いします。

（連絡先

）

様式第 4 号（第4条関係）

西 第 号
年 月 日

（住 所）
（商号又は名称）
（代表者等職氏名） 様

西尾市長

排除措置解除（継続）通知書

年 月 日付け排除措置解除申出書により申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認されましたので、年 月 日をもって排除措置を解除します。

（又は、年 月 日付け排除措置解除申出書により、申出のあったことについては、排除措置の理由となった事実の改善が確認できませんでしたので、排除措置を継続します。）

担 当 課
電 話
内 線

西 第 号
年 月 日

各主管課長 殿

契約検査担当課長

排除措置報告書

「西尾市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」及び「西尾市が行う調達契約からの暴力団排除に関する要綱」の規定に基づき、下記のとおり排除措置を講じましたので報告します。

記

1 排除措置業者

（住 所）

（商号又は名称）

（代表者等職氏名）

2 排除措置期間

年 月 日から 年 月 日まで

（但し、当該措置期間内に改善されない場合は、改善されたと認められる日まで当該排除措置を継続します。）

3 排除措置理由

4 排除措置内容

（1）競争入札等への参加

本市で実施する調達契約の競争入札及び随意契約から原則として排除措置業者を排除するものとします。

（2）契約の締結及び解除

排除措置業者との調達契約は原則として締結しないものとします。また、現在締結中の排除措置業者との調達契約を解除することができます。

担 当 課
電 話
内 線

西 第 号
年 月 日

各主管課長 殿

契約検査担当課長

排除措置解除報告書

年 月 日付け 第 号の排除措置通知書により排除措置を受けた下記の者については、年 月 日をもって排除措置を解除します。
記

排除措置を解除する相手方
(住 所)

(商号又は名称)

(代表者等職氏名)

担 当 課
電 話
内 線